（裏面）

注意

1　「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
2　「配偶者の氏名」及び「配偶者の職業」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。なお、配偶者には、子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
3　「子ども」の欄は、請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
4　子どもが海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
5　「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
①　「同一」は、子どもが請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
②　「維持」は、子どもが請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
6　「加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別」の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
①　加入している公的年金制度について、「ア」から「カ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「カ」を○で囲んだ場合は、（　）内にその年金の名称を記入してください。
②　「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
7　この請求書には、次の書類を添えて提出してください。
①　子どもが他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その子どもの属する世帯の全員の住民票の写し
②　子どもが海外に留学している場合は、当該子どもが日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
③　子どもが請求者自身の子であり、請求者がその子どもと別居している場合は、請求者のその子どもに対する養育の状況を明らかにすることができる書類
④　請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑤　請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑥　子どもが請求者自身の子でない場合は、父母とその子どもとの養育関係及び請求者とその子どもとの養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
⑦　生計を同じくしない配偶者等と別居し、子どもと同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑧　請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考
1．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第3号（第4条関係）

（表面）

子ども手当 認定請求書（施設等受給資格者用）

殿

提出年月日	※受付確認年月日
平成　・　・	平成　・　・

請求者											
（ふりがな） 監護者等の氏名（法人名等）	㊞	職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者	性別	男・女	生年月日	明治 大正 昭和 平成　・　・	監護者等の住所地（法人のまたは事務所の所在地）	〒　－ 電話　（　）	支金融機関	名称 / 口座番号
施設等の名称		施設等の種類						施設等所在地又は里親住所地	〒　－ 電話　（　）		

施設入所等子ども	氏名	生年月日	備考	※特定施設入所等子ども（該当者に○印）	※3歳未満の子ども○印	※3歳以上小学校修了前の子ども○印	※小学校修了後中学校修了前の子ども○印
		平成　・　・					
		平成　・　・					
		平成　・　・					
		平成　・　・					
		平成　・　・					
		平成　・　・					

加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別			※認定・却下年月日	※支給開始年月	※手当月額
	ア．厚生年金保険 イ．私立学校教職員共済 ウ．国家公務員共済	エ．地方公務員等共済 オ．国民年金 カ．その他（　）	平成　・　・	平成　・　・	3歳未満分　円 3歳以上小学校修了前分　円 中学生分　円 計　円

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。
◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。
◎　記名押印に代えて、署名することができます。

（日本工業規格A列4番）